

平成30年度 八代市公共下水道事業審議会
【答申における付帯事項】

- ①本市の水洗化率は、県内平均を下回っている現状が続いているが、今後、更なる水洗化率の向上のために目標数値を設定し、その目標が達成できるよう積極的に取り組まれ、粘り強く接続勧奨を行うこと。
- ②経営基盤の安定化のため、これまでも一定の経営努力はされているが、更なる経費削減や収納率の向上のために、それぞれの課題を整理し、目標数値を設定して積極的に取り組むこと。
- ③今回の使用料改定を下水道使用者に対して周知する際には、前回同様、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること。

平成30年度審議会答申（付帯事項）への対応

【付帯事項①のポイント】

水洗化率向上のため目標数値を設定し、目標達成のため積極的、粘り強い勧奨を

【主な対応】

◆目標設定

- ・事務事業評価の成果指標（水洗化率）

区分	30年度	元年度	2年度	3年度
目標値	82.4%	83.3%	84.2%	85.1%

◆水洗化率の推移

区分	30年度	元年度	2年度	3年度
水洗化人口 (A)	49,022	50,566	51,446	52,265
処理区域内人口 (B)	59,782	59,553	59,894	59,567
水洗化率 (A/B)	82.0%	84.9%	85.9%	87.7%

3年度
処理区
別内訳

◆水洗化促進業務委託の継続

- ・アパート等所有者への訪問強化

区分	30年度	元年度	2年度	3年度
訪問件数	4,282	4,303	4,266	4,226
うちアパート等所有者	438	453	437	420
面会件数	2,993	3,047	3,157	2,782

区分	八代・ 東部処理区	千丁処理区	鏡処理区
水洗化人口 (A)	41,822	5,284	5,159
処理区域内人口 (B)	45,959	6,038	7,570
水洗化率 (A/B)	91.0%	87.5%	68.2%

平成30年度審議会答申（付帯事項）への対応

【付帯事項①のポイント】

水洗化率向上のため目標数値を設定し、目標達成のため積極的、粘り強い勧奨を

◆PR活動の継続

- ・排水設備助成金及び融資あっせん制度等の周知（広報やつしろ、FMやつしろ、地元説明会等）

- ・普及活動として、9月中旬頃に下水道の日を開催（場所：イオン八代）

※R2、R3年度については、コロナ感染症の影響を考慮し中止



（広報R3. 8月号掲載）



（下水道の日（R1. 9. 21））

◆今後の取り組み

- ・新たに供用開始した地域を重点的に個別訪問し、早期接続の促進を図る

平成30年度審議会答申（付帯事項）への対応

【付帯事項②のポイント】

更なる経費削減、収納率の向上のため、目標数値を設定し積極的な取り組みを

【主な対応】

◆目標設定

- ・アクションプランにおける目標値
【収納率】91.0%（令和3年度）



◆収納率の推移

区分	30年度	元年度	2年度	3年度
現年度 <決算ベース> 4月～2月の11ヶ月	89.7%	89.7%	90.1%	89.9%
現年度 <一般会計ベース> 4月～3月の12ヶ月	97.7%	97.9%	98.1%	98.0%

◆収納対策

- (1)使用料に係る延滞金等の徴収【令和元年度から】
- (2)債権対策室との連携強化【平成30年度から】

◆経費削減策

- (1)包括的民間委託の導入【令和元年度から】⇒ 効果：3,200千円/年
- (2)口座振替不能通知書の廃止【令和2年度から】⇒ 効果：450千円/年
- (3)一括調定の導入（認定世帯のみ）【令和4年度から】⇒ 効果：5,000千円/年
- (4)管更生工事等による不明水対策【令和元年度から】

◆今後の取り組み

- (1)料金徴収事務等外部委託の導入【令和5年度から】
- (2)水処理センターにおける余剰施設の有効活用【令和8年度から】

平成30年度審議会答申（付帯事項）への対応

【付帯事項③のポイント】

料金改定に際して、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること

【主な対応】

◆使用者全体(大口使用者を含む)

- ・ 広報やつしろ・市ホームページ、FMやつしろ等により使用料の改定について周知。
- ・ 「使用料改定のお知らせ」を納付書発送時に同封し周知。

◆大口使用者(500m³以上/月)・官公庁関係団体等

- ・ 個別に直近1年間の使用実績に伴う改定前、改定後の料金のお知らせ及び改定チラシを送付。

5月分(4月使用分)から下水道使用料が引き上げになります。改定理由や内容、料金などもご確認ください。

料金区分	基本料金	従量料金	合計
一般家庭用	1,120円	1,192円	2,312円
1人暮らし	175円	196円	371円
2人暮らし	195円	217円	412円
3人暮らし	205円	227円	432円
5人以上	205円	216円	421円

Q 下水道使用料はどうやって計算するの？
 A 1ヵ月に30m³を使用した場合に次のように計算になります。
 基本料金 8円 × 1 = 8円
 従量料金 186円 × 12m³ = 2,232円
 総料金 191円 × 10m³ = 1,910円
 合計 2,312円

(広報H31. 3月号掲載)

下水道使用料改定のお知らせ

料金区分	基本料金	従量料金	合計
一般家庭用	1,120円	1,192円	2,312円
1人暮らし	175円	196円	371円
2人暮らし	195円	217円	412円
3人暮らし	205円	227円	432円
5人以上	205円	216円	421円

大口使用者(500m³以上/月)の料金改定も合わせてお知らせいたします。

(使用料改定のお知らせ)

平成31年5月分(4月使用分)から下水道使用料が変わります

料金区分	基本料金	従量料金	合計
一般家庭用	1,120円	1,192円	2,312円
1人暮らし	175円	196円	371円
2人暮らし	195円	217円	412円
3人暮らし	205円	227円	432円
5人以上	205円	216円	421円

大口使用者(500m³以上/月)の料金改定も合わせてお知らせいたします。

(改定チラシ)